

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大日本住友製薬株式会社			コード	4506
提出日	2021/5/26	異動（予定）日	2021/6/24		
独立役員届出書の 提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	跡見 裕	社外取締役	○										△		△		訂正・変更	有
2	新井 佐恵子	社外取締役	○													○		有
3	遠藤 信博	社外取締役	○										△					有
4	碓井 稔	社外取締役	○													○	新任	有
5	藤井 順輔	社外監査役	○							△								有
6	射手矢 好雄	社外監査役											○				訂正・変更	
7	望月 眞弓	社外監査役	○										△		△		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	跡見裕氏は、杏林大学の名誉学長であり、当社は同大学との間で治験関連の業務委託等の取引があり、同大学に対して寄付を行っていますが、その年間取引額および寄付額は、いずれも当社が定める独立性判断基準における取引額および寄付額の基準を下回っております。	当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2		当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	遠藤信博氏は、日本電気株式会社の取締役会長であり、当社は同社との間でシステム開発、維持および運用に関する委託等の取引がありますが、その年間取引額は当社が定める独立性判断基準における取引額の基準を下回っております。	当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4		当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	藤井順輔氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行において取締役を務めていましたが、2011年6月に同社の取締役を退任しています。	当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6	射手矢好雄氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所の他の弁護士から必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引額は当社が定める独立性判断基準における取引額の基準を下回っております。	〔社外監査役に選任している理由〕 弁護士としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の監査に生かせるものと判断し、社外監査役として選任しています。
7	望月眞弓氏は、慶應義塾大学の名誉教授であり、当社は同大学との間で共同研究等の取引があり、同大学に対して寄付を行っていますが、その年間取引額および寄付額は、いずれも当社が定める独立性判断基準における取引額および寄付額の基準を下回っております。	当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

当社は、次のとおり社外役員の独立性判断基準を定めており、当該基準を充足する社外取締役および社外監査役を独立性があるものと判断しています。
【社外役員の独立性判断基準】 当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。ただし、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは妨げられないものとします。 (１) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額がその者の直前３事業年度のいずれかの年度における年間連結売上収益または年間連結売上高の２％を超える者をいう。）またはその業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に定める業務執行者と同義とする。以下この独立性判断基準において同じ。） (２) 当社の主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、当社の直前３事業年度のいずれかの年度における取引額が年間連結売上収益の２％を超える者をいう。）またはその業務執行者 (３) 当社から役員報酬以外に、その者の直前３事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭その他の財産を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から１億円以上を得ている団体に所属する者をいう。） (４) 当社からその者の直前３事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（寄付または助成を受けた者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上の寄付または助成を受けている団体に所属する者をいう。） (５) 過去10年間ににおいて次の①または②に該当していた者 ① 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。） ② 当社の親会社の子会社（当社およびその子会社を除く。以下同じ。）の業務執行者 (６) 次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要な地位にある者（注１）以外を除く。）の近親者（注２） ① 上記（１）から（５）までに掲げる者 ② 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）、当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。）または当該親会社の子会社の業務執行者 ③ 過去３年間ににおいて当社またはその子会社の業務執行者（社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）であった者 （注１）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および部門長ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。 （注２）近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

- ※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※２ 役員の属性についてのチェック項目
 - 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※５ 独立役員の選任理由を記載してください。